

日本経団連、全株懇の 事業報告等のひな型

制度調査部
堀内勇世

【要約】

新しい会社法の施行に伴い会社が作成する書類にも変更が生じている。

それに伴い、昨年、全株懇から、事業報告などのモデルを公表された。

今年になって日本経団連からも、事業報告などのモデル公表された。

1．事業報告等のモデル

株式会社は、会社法上、事業報告などを作成しなければならない（会社法 435 条）。

この事業報告などについては、会社法や会社法施行規則に多数の規定が存在するが、それからすぐに、どのような書式で作成すればよいかと言うことは必ずしも明らかにはならない。それゆえ、実務における検討が必要とされているところである。

そこで、以下のレポートで、「全国株懇連合会」（全株懇）が作成するモデルを紹介した。

- ・「全株懇、事業報告書等のモデルを公表」（堀内勇世、2006.9.21 作成）

その後、関連する資料が見つかったので紹介する

2．日本経団連のモデル

「社団法人 日本経済団体連合会」（日本経団連）は、2007年（平成19年）2月9日に、「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型」を公表した。

このひな型については、日本経団連のホームページで見ることができる。

- （執筆時の URL）<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/index.html>
より直接的には、次のとおり。
<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2007/010.pdf>

これには、次のような書類に関して記載されている。

事業報告
附属明細書（事業報告関係）
計算書類
連結計算書類
附属明細書（計算書類関係）
決算公告要旨
株主総会参考書類
招集通知
議決権行使書面
監査報告

3 . 全株懇の資料

ここでは、以下のレポート以後の資料を紹介する。

- ・「全株懇、事業報告書等のモデルを公表」（堀内勇世、2006.9.21 作成）

以下のとおり、旬刊商事法務に、全株懇のモデルの解説が掲載されている。

下山祐樹著「会社法に対応した全株懇モデルの解説[上] 招集通知書モデル、株主総会参考書類モデル、事業報告モデル - 」

（旬刊商事法務 No.1786 [2006.12.15]、12 ページ以下）

下山祐樹著「会社法に対応した全株懇モデルの解説[下] 招集通知書モデル、株主総会参考書類モデル、事業報告モデル - 」

（旬刊商事法務 No.1789 [2007.1.25]、22 ページ以下）

なお、「会社法施行規則および会社法計算規則の一部を改正する省令」が、2006年（平成18年）12月12日に公布されたので、 の解説も影響を受けたとして、 の解説で補足されている。